

沼沢漁業協同組合内共第 22 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、沼沢漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第 22 号第 5 種共同漁業権にかかる漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（ヒメマスをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 組合は、前項の規定による申請があったときは、第 1 2 条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに、第 8 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具及び漁法の制限)

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる規模でなければならない。

漁具及び漁法	規 模
手釣、竿釣、船釣	竿数は、1 人 2 本以内

(遊漁期間)

第 4 条 次の表左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、右欄に掲げる期間でなければならない。

魚 種	期 間
ひめます	4 月 1 日から 9 月 30 日まで

(禁止区域)

第 5 条 前条の規定にかかわらず、組合が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域内において当該期間中は遊漁をしてはならない。

2 前項の公示は、第 8 条第 2 項に定める場所に掲示するものとする。

(全長の制限)

第 6 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
ひめます	15 センチメートル

(尾数の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、1人1日当たりそれぞれ右欄に掲げる尾数を越えて保持してはならない。

魚 種	尾 数
ひめます	50尾

(遊漁の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児・小学生は無料とし、中学生・肢体不自由者のときは当該の2分の1に相当する額とし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの1日利用による遊漁料については、前項の遊漁料に2,000円を加算した額とする。

魚 種	漁具及び漁法	遊 漁 料
ひめます	陸釣・竿釣・手釣	1日券 2,000円 1年券 13,000円
	船釣・手釣・竿釣	1日券 4,000円 1年券 26,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、1日の利用による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 沼沢漁業協同組合事務所
- (2) 沼沢漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具、漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規定に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。